

## 屋外広告物条例施行規則（別表第3）の改正について

### 1 概要

屋外広告物の種類に応じた基準を定める神奈川県屋外広告物条例施行規則（別表第3）については、電車や路線バスを活用した車両広告の多様化に対応するため、県内の独自条例を定める市と共同して基準の見直し・検討を行い、昨年度の第74回神奈川県屋外広告物審議会での諮問等の手続を経て、別紙（資料2-2）のとおり本年4月1日から施行している。

### 2 主な改正内容

#### (1) 電車・バス等

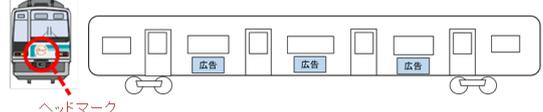
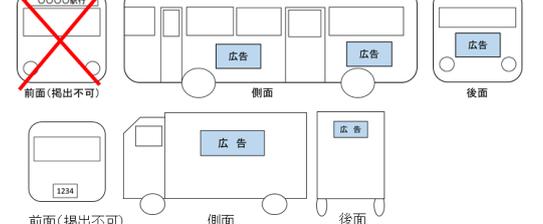
##### ア 改正前の基準における課題

改正前の基準では、表示面積の合計が4.2㎡を超えるかどうかで掲出できる面を定めていたため、バスの後面だけのラッピング広告や、電車の前面に掲出するヘッドマークなどの部分的な広告の掲出にあたっては、表示面積の合計が4.2㎡を超えないと掲出不可となっていた。

##### イ 見直しの内容

「表示面積の合計が4.2㎡を超えるかどうか」で掲出する面を定めていた基準を廃止し、4.2㎡を超えない場合でも、バスの後面のラッピングや電車の前面へのヘッドマークの掲出等を行うことを可能とした。

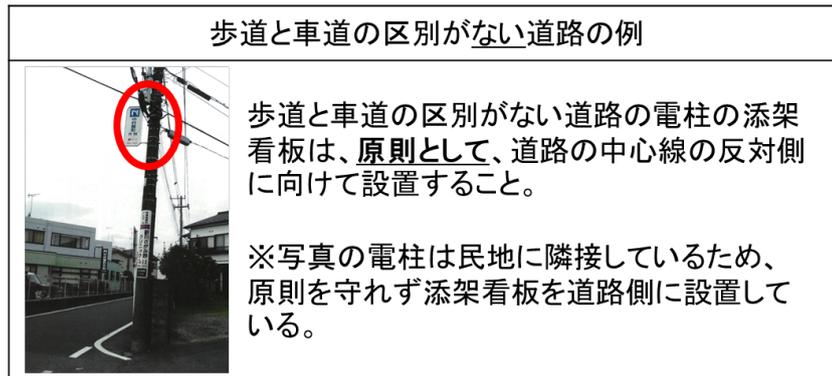
##### ウ 改正後の基準（表示場所・面積の基準のみ抜粋）

種類	ラッピング広告によるもの	ラッピング広告以外のもの
電車	 <p>○表示面積の合計は車体各面の面積の10分の1以下 ○屋根及び底面の表示は禁止</p> <p>☑表示面積の合計が4.2㎡を超えなくてもラッピング広告の掲出が可能に</p>	 <p>○<b>前面</b>又は後面に表示するものは、縦0.6m・横1m以下で、それぞれ1件以内 ○側面に表示するものは、1件縦0.6m以下・横3m以下、一側面の表示面積の合計は1.8㎡以下</p> <p>☑表示面積の合計が4.2㎡を超えなくても<b>前面への広告（ヘッドマーク等）</b>掲出が可能に</p>
路線バス	 <p>○前面への表示は不可</p> <p>☑表示面積の合計が4.2㎡を超えなくても<b>後面へのラッピング広告</b>の掲出が可能に</p>	 <p>○前面への表示は不可 ○側面への表示は、縦0.6m以下・横3m以下、一側面の表示面積の合計は1.8㎡以下 ○後面への表示は、縦0.6m以下・横1m以下で1件以内</p> <p>☑改正前から変更なし</p>
自動車等	<p>※基準なし (自社広告は面積等の規制なく掲出可)</p>	

## (2) 電柱・街灯柱

### ア 改正前の基準における課題

- 車道と歩道の区別がない道路に、電柱・街灯柱を利用して添架看板を設置する場合は、「原則として道路の中心線の反対側に向けて設置」することと定められている。  
しかし、実際には、原則どおり添架看板を設置すると民地に入ってしまう場合には、例外的に道路側に設置することが認められている。（下記写真参照）
- 「同一道路に設置する場合は、なるべく位置、形状及び規模を統一すること」というあいまいな規定がある、



### イ 見直しの内容

- 添架看板の設置の向きの規定を廃止した。
- 「原則として」や「なるべく」というあいまいな表現を含む文章を削除した。  
※運用において、事業者には許可申請時等に協力依頼を行う。

## (3) 広告塔及び広告板に類するもの

### ア 改正前の基準における課題

アーケードに設置する場合の基準について、「同一商店街においては、なるべく位置、形状及び規模を統一すること」というあいまいな規定がある。

### イ 見直しの内容

- 「なるべく」という表現を含む文章を削除した。  
※運用において、事業者には許可申請時等に協力依頼を行う。

## 3 施行の状況

令和元年 7月22日 第74回屋外広告物審議会に諮問（原案のとおり答申）  
令和元年10月10日～11月8日 パブリックコメント募集（意見なし）  
令和元年12月10日 公布  
令和2年4月1日 施行

神奈川県屋外広告物条例施行規則

別表第 3 (第 5 条関係)

広告物の種類等	基準
電柱及び街灯柱を利用するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巻付け看板又は添架看板に限る。</li> <li>2 1 柱につき、巻付け看板及び添架看板は、それぞれ 1 件以内とすること。</li> <li>3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。</li> <li>4 巻付け看板の高さは、地上 1.2メートル以上 3メートル以下とすること。</li> <li>5 添架看板は、縦 1.2メートル以下、横 0.5メートル以下とし、電柱及び街灯柱からの出幅は、0.6メートル以下とすること。</li> <li>6 添架看板の設置場所が歩道の上空となる場合は、その下端は地上 3メートル以上とすること。</li> <li>7 添架看板の設置場所が道路（歩道を除く。）の上空となる場合は、その下端は地上 4.7メートル以上とすること。</li> </ol>
電車の外面を利用するもの	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (1) 前面又は後面に表示するものは、縦 0.6メートル以下、横 1メートル以下で、それぞれ 1 件以内とすること。</li> <li>(2) 側面に表示するものは、1 件縦 0.6メートル以下、横 3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は 1.8 平方メートル以下とすること。</li> <li>2 (1) 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の 10 分の 1 以下であること。</li> <li>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</li> <li>(3) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</li> <li>(4) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。</li> <li>(5) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</li> <li>(6) 知事が指定する区域を走行しないものであること。</li> </ol>
路線バスの外面を利用するもの	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</li> <li>(2) 側面に表示するものは、1 件縦 0.6メートル以下、横 3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は 1.8 平方メートル以下とすること。</li> <li>(3) 後面に表示するものは、縦 0.6メートル以下、横 1メートル以下で 1 件以内とすること。</li> <li>2 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。</li> <li>(2) 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色 1 色とすること。</li> <li>(3) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</li> </ol>

	<p>(4) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</p> <p>(5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。</p> <p>(6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</p> <p>(7) 知事が指定する区域を走行しないものであること。</p>
電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの	<p>1 表示の位置は、前面以外とすること。</p> <p>2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</p> <p>4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。</p>
広告塔及び広告板に類するもの	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 道路を横断して設置する場合は、その下端は地上4.7メートル以上とすること。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>4 立看板及びのぼり旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。</p> <p>5 案内板は、地上2メートル以下とし、広告塔に類するものにあつては幅0.3メートル以下、広告板に類するものにあつては縦0.5メートル以下、横1メートル以下とする。ただし、同一場所に2以上のものを設置する場合は、総合案内板とし、一のものについて表示する面積は、縦（横）0.3メートル以下、横（縦）1.5メートル以下とすること。</p>
標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの	<p>1 縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下で蛍光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとし、一の標識柱につき1件とすること。</p>

#### 附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。